

広島県告示第八百八十号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回され、及び同条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、令和八年四月十五日から、救急医療機関として認定した。

令和八年八月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

一 協力の申出が撤回された救急医療機関

名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
山崎整形外科内科クリニク	広島市安佐南区毘沙門台二丁目五番二三号	令和八年四月一四日

二 救急医療機関として認定された医療機関

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
山崎整形外科内科クリニク	広島市安佐南区毘沙門台一丁目五番二三号	令和一二年四月一四日	新規